

分野別の第三者評価に関する資料

大学教育の質保証のための現行制度について

1. 質保証についての基本的考え方

- 各高等教育機関において、教育・研究活動の改善と充実に向けて不断に努力することを前提とした上で、学習者の保護や国際的な通用性の保持の観点から、国の基本的な責務として、質の保証の仕組みを整えて効果的に運用することが必要。
- 高等教育の質の保証は、行政機関による設置審査や認証評価機関による評価、カリキュラムの策定、入学者選抜、教員や研究者の養成・処遇、各種の公的支援、教育・研究活動や組織・財務運営の状況に関する情報開示等のすべての活動を通して実現されるべきもの。
- とりわけ、事前評価としての行政による設置認可と事後評価としての評価機関による第三者評価を言わば両輪とした質の保証が必要であり、双方の適切な役割分担と協調を確保することが重要。

2. 質保証のための仕組み（主なもの）

（1）事前評価のための仕組み

①大学教育に関する基準の策定（設置基準等）

- ・ 教育研究上の基本組織
- ・ 教員組織、教員資格、専任教員数
- ・ 教育課程の編成
- ・ 卒業要件
- ・ 校地、校舎等の施設及び設備等

②設置認可

- ・ 認可事項：大学、学部、学科、研究科、専攻の設置等。
（学位の種類、分野の変更が伴わない場合は届出）
- ・ 審査内容：設置の趣旨・目的、教育課程、教員組織、施設・設備、財務状況、設置経費・財源の状況等。
- ・ 履行状況調査：認可後から原則として完成年度までの設置計画の履行状況について確認。

（2）事後評価のための仕組み

①各大学による自己点検・自己評価及び結果の公表

- ・ 大学の教育、研究、組織、運営、施設、設備の状況について評価。

②認証評価機関による第三者評価

- ・ 機関別評価：全大学が対象。7年以内ごとに教育研究等の総合的な状況を評価。
- ・ 分野別評価：専門職大学院が対象。5年以内ごとに教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況について評価。

③情報公開

- ・ 教育研究活動の状況について各大学において公表。

④法令違反に対する段階的な是正措置

- ・ 勧告、変更命令、組織の廃止命令等。

大学評価等について

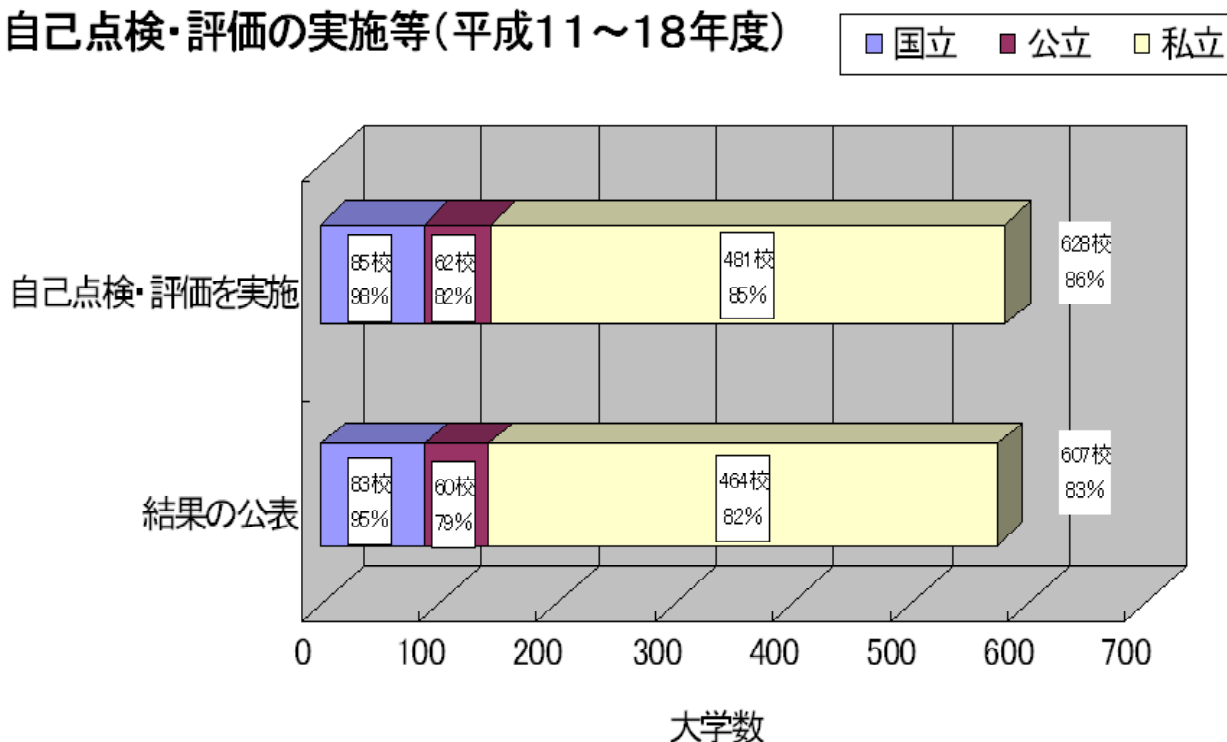
1. 自己点検・評価（平成3年から努力義務化、平成11年から義務化）
 - ・ 全ての大学が、自らの教育研究等の状況について自己点検・評価を行う。
2. 認証評価（学校教育法に規定、平成16年4月～）
 - ・ 全ての大学が、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受ける。

1. 自己点検・評価

国公私の全ての大学が、自らの教育研究等の状況について自己点検し、現状を正確に把握・認識した上で、優れている点や改善を要する点などについて自己評価を行う。

平成3年から大学設置基準において努力義務化、平成11年から義務化されており、平成16年度からは学校教育法において規定されている。

自己点検・評価の実施等（平成11～18年度）



全大学数：731大学

2. 認証評価

国公私の全ての大学、短期大学、高等専門学校(以下「大学等」という。)は、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた評価機関(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けることとする制度を導入(平成16年4月施行)

1. 目的

- ・評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る
- ・評価結果が公表されることにより、大学等が社会による評価を受ける

2. 制度の概要

① 大学等の総合的な状況の評価

大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価(7年以内ごと)

※平成16年度以前に設置された大学等は、平成22年度までに認証評価を受けなければならない

② 専門職大学院の評価

専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価(5年以内ごと)

※平成16年度以前に設置された専門職大学院は平成20年度までに認証評価を受けなければならない

※専門職大学院を設置する大学は、①、②それぞれの評価を受ける必要あり

- ・各認証評価機関が定める評価基準に従って実施
- ・大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

3. 文部科学大臣による評価機関の認証

- ・ 認証評価機関が定める評価の基準、方法、体制等について、一定の基準(認証基準)を省令により規定
- ・ 認証評価機関になろうとする者の申請に基づき、文部科学大臣が認証基準に適合すると認める場合に、中央教育審議会に諮問した上で認証

4. 文部科学大臣から認証された評価機関

①大学等の機関別認証評価を行う機関

| 大学の認証評価機関 | 短期大学の認証評価機関 | 高等専門学校 <small>（高専）</small> の認証評価機関 |
|----------------|----------------|------------------------------------|
| (財)大学基準協会 | (財)短期大学基準協会 | (独)大学評価・学位授与機構 |
| (独)大学評価・学位授与機構 | (独)大学評価・学位授与機構 | |
| (財)日本高等教育評価機構 | (財)大学基準協会 | |

②専門職大学院の分野別評価を行う機関

【法科大学院】(財)日弁連法務研究財団

(独)大学評価・学位授与機構

(財)大学基準協会

【経営】

(NPO) THE ALLIANCE ON BUSINESS EDUCATION AND SCHOLARSHIP FOR TOMORROW, a 21st century organization (ABEST21)

(財)大学基準協会

【会計】

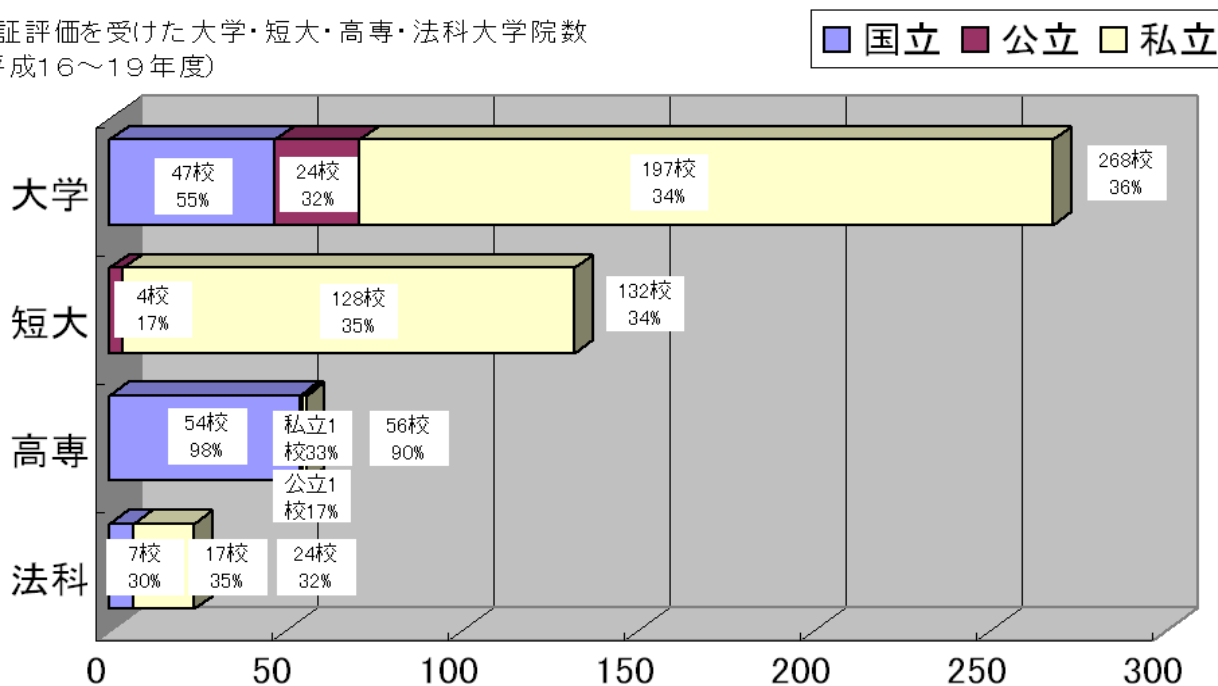
(NPO) 国際会計教育協会

【助産】

(NPO) 日本助産評価機構

5. 認証評価の実施状況

認証評価を受けた大学・短大・高専・法科大学院数
(平成16～19年度)



注)①専門職大学院(法科大学院を除く)は、平成19年度までに評価実績なし

②平成19年10月現在の大学数745、短大数391、高専数61、法科大学院74

③学生の募集を停止している大学・短大・高専を除く

※認証評価の実施状況(年度毎)

○平成16年度 34大学

- ・財団法人大学基準協会
【大学】:34大学(公立6校、私立28校)

○平成17年度 33大学、32短大、18高専

- ・財団法人大学基準協会
【大学】:25大学(国立1校、公立5校、私立19校)
- ・財団法人日本高等教育評価機構
【大学】:4大学(私立4校)
※このうち1大学は平成16年度に大学基準協会の認証評価を受けている。
- ・独立行政法人大学評価・学位授与機構
【大学】:4大学(国立2校、公立2校)
【短大】:2短大(公立2校)
【高専】:18高専(国立17校、私立1校)
- ・財団法人短期大学基準協会
【短大】:30短大(私立30校)

○平成18年度 73大学、45短大、18高専、2法科大学院

- ・財団法人大学基準協会
【大学】:47大学(公立3校、私立44校)
- ・財団法人日本高等教育評価機構
【大学】:16大学(私立16校)
※このうち1大学は平成18年度に大学基準協会の認証評価を受けている。
- ・独立行政法人大学評価・学位授与機構
【大学】:10大学(国立7校、公立3校)
【短大】:1短大(公立1校)
【高専】:18高専(国立18校)
- ・財団法人短期大学基準協会
【短大】:44短大(私立44校)

- ・財団法人日弁連法務研究財団
【法科大学院】:2法科大学院(私立2校)

○平成19年度 130大学、55短大、20高専、22法科大学院

- ・財団法人大学基準協会
【大学】:54大学(公立5校、私立49校)
【短大】:2短大(私立2校)
【法科大学院】:2法科大学院(私立2校)
- ・財団法人日本高等教育評価機構
【大学】:38大学(私立38校)
- ・独立行政法人大学評価・学位授与機構
【大学】:38大学(国立37校、私立1校)
【短大】:2短大(公立1校、私立1校)
【高専】:20高専(国立19校、私立1校)
【法科大学院】:9法科大学院(国立7校、私立2校)
- ・財団法人短期大学基準協会
【短大】:51短大(私立51校)
- ・財団法人日弁連法務研究財団
【法科大学院】:7法科大学院(私立11校)

※平成19年10月現在の大学数745、短大数391、高専61、法科大学院74、専門職大学院（法科大学院を除く）75専攻（学生の募集を停止している大学・短大・高専を除く）

諸外国の質保証システムの概要

| | アメリカ | イギリス | フランス | ドイツ |
|---------|---|---|---|--|
| 私大の設置認可 | 各州政府が各州ごとに定められる基準に基づき認可。通常、機関の設置と学位授与権が別々に認可される。 | 枢密院が認可。学位授与権と「大学」の名称使用は別々に認可される。 | 私立の高等教育機関の設立自体は自由であるが、「大学」の名称を用いることは禁じられている。 | 高等教育大綱法の一般原則の下、各州政府が各州の大学法等の規定に基づき認可。機関及び設置される課程に対するアクレディテーションを受けていることを条件とすることが基本。 |
| 評価 | <ul style="list-style-type: none"> ①アクレディテーション（機関及び分野別の2種類） ②州立大学に対する州政府の業績評価 | <ul style="list-style-type: none"> ①教育評価 ②研究評価 ③大学の活動状況指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育活動、研究活動、地域貢献及び国際貢献に関する評価 | <ul style="list-style-type: none"> ①業績評価（教育と研究） ②アクレディテーション（機関及び課程別の2種類） |
| 種類 | | | | |
| 実施主体 | <ul style="list-style-type: none"> ①民間アクレディテーション団体 ②州政府 | <ul style="list-style-type: none"> ①高等教育審査機関（QAA） ②高等教育財政審議会（HEFCE） ③同上 | <ul style="list-style-type: none"> ・大統領直轄の大学評価委員会（CNE） | <ul style="list-style-type: none"> ①州又は州の委託団体 ②機関に対するアクレディテーションは主に独学術協議会が課程に対しては認定アクレディテーション団体が実施。 |
| 目的 | <ul style="list-style-type: none"> ①教育研究の質の維持・向上 ②州民（納税者）への説明責任 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究の質の維持・向上、政府補助金の配分の際の資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究の質の維持・向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究の質の維持・向上 |
| 方法 | <ul style="list-style-type: none"> ①自己評価報告書の作成、提出→視察団による現地調査→視察団の調査結果に基づくアクレディテーション授与の適否の審査、決定。 ②各州が業績評価指標を設定し、その結果を評価。 | <ul style="list-style-type: none"> ①QAAの監査チームによる現地での機関監査→監査結果の公表及び対象機関に対する勧告。 ②HEFCEの評価委員会が研究分野ごとに評価を実施。 ③個別の指標ごとに各大学の取組状況をベンチマークとともに公表。 | <ul style="list-style-type: none"> ・CNEが各大学の申請に基づき評価を実施。各大学の自己評価及びCNEによる実地調査の結果をCNE全体で審議・決定。 | <ul style="list-style-type: none"> ①自己報告、ピアレビュー、報告書の公表等（毎年又は数年ごとに実施）。 ②自己申請、ピアレビュー、報告書の公表（数年ごとに実施） |
| 結果の利用 | <ul style="list-style-type: none"> ①連邦政府奨学金や研究費などの各種補助金の受給条件。 ②一部の州では交付金の予算配分に反映。 | <ul style="list-style-type: none"> ①評価結果により補助金の停止もあり得る。 ②毎年の研究補助金配分に反映 ③大学の説明責任の一貫（個別補助金の申請に当たって考慮されることもある）。 | <ul style="list-style-type: none"> ・結果は「勧告」として各機関に通知。 | <ul style="list-style-type: none"> ①評価結果を予算配分に反映。 ②課程の認定。 |

※ 『諸外国の高等教育』文部科学省（平成16年2月）等を基に文部科学省において作成

認証評価機関の認証基準（学校教育法等）

| 認 証 の 基 準 | |
|--|--|
| <p>1. 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。（学教法第110条第2項第1号）</p> | <p>(1) 大学評価基準が、学校教育法及び大学設置基準等に適合していること。（細目省令第1条第1項第1号） 大学評価基準に次の事項が定められていること。 （機関別） ①教育研究上の基本となる組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥財務、⑦その他教育研究活動等に関すること（細目省令第1条第2項） （専門職大学院分野別） ①教員組織、②教育課程、③施設及び設備、④その他教育研究活動に関すること（細目省令第1条第3項）</p> |
| | <p>(2) 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。（細目省令第1条第1項第2号）</p> |
| | <p>(3) 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。（細目省令第1条第1項第3号）</p> |
| | <p>(4) 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。（細目省令第1条第1項第4号）</p> |
| <p>2. 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。（学教法第110条第2項第2号）</p> | <p>(1) 大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第六十九条の三第三項の認証評価（専門職大学院の評価）にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。（細目省令第2条第1号）</p> |
| | <p>(2) 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。（細目省令第2条第2号）</p> |
| | <p>(3) 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。（細目省令第2条第3号）</p> |
| | <p>(4) 法第六十九条の三第二項の認証評価（大学の教育研究等の総合的な状況の評価）の業務及び同条第三項（専門職大学院の評価）の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。（細目省令第2条第4号）</p> |
| | <p>(5) 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第六十九条の三第二項の認証評価（大学の教育研究等の総合的な状況の評価）の業務及び同条第三項（専門職大学院の評価）の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。（細目省令第2条第5号）</p> |

| | |
|--|--|
| 3. 認証評価の結果の公表及び文部科学大臣への報告の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。(学教法第110条第2項第3号) | |
| 4. 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であること。(学教法第110条第2項第4号) | |
| 5. 文部科学大臣により認証を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人でないこと。(学教法第110条第2項第5号) | |
| 6. その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。(学教法第110条第2項第6号) | <p>(1)学校教育法施行規則第七十一条の五第一項第一号から第八号までに規定する事項(名称及び事務所の所在地、役員の氏名、評価の対象、大学評価基準及び評価方法、評価の実施体制、評価の結果の公表の方法、評価の周期、評価に係る手数料の額)を公表することとしていること。(細目省令第3条第1項第1号)</p> <p>(2)大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。(細目省令第3条第1項第2号)</p> <p>(3)大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。(細目省令第3条第1項第3号)</p> <p>(4)法第六十九条の三第三項の認証評価(専門職大学院の評価)においては、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていること。(細目省令第3条第2項)</p> |
| 7. 評価結果の公表等(学教法第110条第4項) | 評価結果の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。(学教法施行規則第171条) |

認証評価機関の評価基準比較表(専門職大学院認証評価(法科大学院))

| 区分 | 大学基準協会 | 日弁連法務研究財団 | 大学評価・学位授与機構 |
|---------|--|--|---|
| 概要 | 法科大学院基準(10大項目112評価の視点)を設け、基準の適合を踏まえ総合判断(適格認定)。法令等の遵守に関する「評価の視点」に問題がある場合は「不適格」。また、法令に準じて法科大学院に求める「評価の視点」に重大な問題がある場合や多くの点で問題がある場合は「不適格」。 | 「法科大学院評価基準」(9分野47基準)を設け、分野別に多段階評価を行い、法科大学院全体が適合しているかどうかを判断。設置基準等の法令由来の基準を満たしていない場合は「不適格」。また、法令由来でない重要な基準を満たしていない場合は原則「不適格」。 | 法科大学院評価基準(10章54基準)を設け、評価の基準ごとに満たしているかどうかを判断し、全ての基準を満たしている場合に法科大学院全体として評価基準を満たしていると認める(適格認定)。1つでも基準を満たしていない場合は「不適格」。 |
| 具体の基準内容 | <p>①理念・目的ならびに教育目標 (理念・目的ならびに教育目標)</p> <p>②教育の内容・方法等 (教育課程の編成/法理論教育と法実務教育の架橋/授業科目の開設/修了要件/履修科目登録の上限/学習相談体制/授業方法/授業を行う学生数/成績評価と修了認定/教育効果の測定/教育内容および方法の改善)</p> <p>③教員組織 (専任教員/教員構成/教員の募集・昇格等/教育研究条件/教育研究の評価と教育方法の改善)</p> <p>④学生の受け入れ (学生の受け入れ方針等/入学者選抜/既修者認定/入学者の多様性/定員管理)</p> <p>⑤学生生活への支援 (学生の心身の健康保持/各種ハラスメント対応/学生への経済的支援/進路相談体制)</p> <p>⑥施設・設備、図書館 (教育形態に即した施設・設備/自習スペース/研究室の整備/情報関連設備/身体障がい者等への配慮/施設・設備の維持・充実/図書等の整備/開館時間/国内外の法科大学院等との相互利用)</p> <p>⑦事務組織 (適切な事務組織の整備/事務組織と教学組織との関係/事務組織の役割/事務組織の機能強化のための取組み)</p> <p>⑧管理運営 (管理運営体制等/法科大学院固有の専任教員組織の長の任免/関係学部・研究科等との連携/財政基盤の確保)</p> <p>⑨点検・評価等 (自己点検・評価/評価結果に基づく改善・向上)</p> <p>⑩情報公開・説明責任 (情報公開・説明責任)</p> | <p>①運営と自己改革 (法曹像の周知/自己改革/情報公開/管理運営/特徴の追求)</p> <p>②入学者選抜 (入学者選抜/既修者認定/多様性)</p> <p>③教育体制 (教員体制/教員支援体制)</p> <p>④教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み (教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み)</p> <p>⑤カリキュラム (科目構成/履修)</p> <p>⑥授業 (授業/理論と実務の架橋)</p> <p>⑦法曹に必要な資質・能力の養成 (法曹に必要な資質・能力の養成)</p> <p>⑧学習環境 (施設・設備/学生支援体制/学生数)</p> <p>⑨成績評価・修了認定 (成績評価/修了認定)</p> | <p>①教育目的大学の目的 (法曹養成の基本理念の適合性/教育の理念・目的の明確性、適合性/目的の達成度)</p> <p>②教育内容 (教育課程の編成/授業科目の内容・設定)</p> <p>③教育方法 (授業を行う学生数/授業方法/履修科目登録単位数の上限)</p> <p>④成績評価及び修了認定 (厳正で客観的な成績評価/修了認定及び要件/法学既修者の認定)</p> <p>⑤教育内容等の改善措置 (教育内容・方法の改善措置/実務家教員の教育上の経験の確保/研究者教員の実務上の知見の確保)</p> <p>⑥入学者選抜等 (入学者受入方針の設定/入学者選抜の公正性の確保/入学者の適正・能力の適確・客観的な評価/収容定員と在籍者数)</p> <p>⑦学生の支援体制 (学習支援/生活支援/障害のある学生に対する支援/職業支援)</p> <p>⑧教員組織 (教員の資格と評価/専任教員の配置と構成/実務経験と高度な実務能力を有する教員/専任教員の担当授業科目の比率/教員の教育研究環境)</p> <p>⑨管理運営等 (管理運営の独自性/自己点検及び評価/情報の公表/情報の保管)</p> <p>⑩施設、設備及び図書館 (施設の整備/設備及び機器の整備/図書館の整備)</p> |
| 備考 | ○上記()の内容は基準の要約 | ○上記()の内容は基準の要約 | <p>○各基準の下に解釈指針(①細則、②説明、③例示)を設定</p> <p>○上記()の内容は基準の要約</p> <p>○「不適格」の大学は、評価後2年の間に追評価を受けることができる</p> |

独立行政法人大学評価・学位授与機構の概要

- 住 所：東京都小平市学園西町1-29-1
- 設立年月日：平成12年4月1日（学位授与機構からの改組）
（平成16年4月1日から独立行政法人化）
- 代 表 者：機構長 木村 孟
- 役 員：機構長1名 理事2名 監事2名

○ 法人の設立目的

大学、短期大学、高等専門学校及び大学共同利用機関の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。

○ 実施する認証評価

- ① 大学の認証評価 【平成17年1月14日認証】
- ② 短期大学の認証評価 【平成17年1月14日認証】
- ③ 高等専門学校の認証評価 【平成17年7月12日認証】
- ④ 法科大学院の認証評価 【平成17年1月14日認証】

○ 法科大学院の認証評価

1) 評価の周期：5年以内ごと

2) 評価の特色

- ・大学評価・学位授与機構の行う法科大学院の評価は、専門職大学院設置基準（文部科学省令）等を満たしていることを確認した上で、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう行う。
- ・本機構の法科大学院評価基準は「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第2条に規定する「法曹養成の基本理念」等を踏まえ、法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものである。
また、10章54の基準から構成され、すべての評価基準が満たされていた場合に評価基準に適合している旨の認定（適格認定）をする。
- ・評価基準は、その内容により次の2つに分類される。
 - (1) 各法科大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。
(例「・・・であること。」「・・・されていること。」等)
 - (2) 各法科大学院において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。
(例「・・・に努めていること。」等)
- ・評価基準には、解釈指針が示されているものがある。これは、当該評価基準に関する細則、説明または例示を規定したものである。

財団法人大学基準協会の行う評価の概要等について

〈財団法人大学基準協会の概要〉

- 住所：東京都新宿区市谷砂土原町２－７－１３
- 設立年月日：昭和３４年１２月１８日（文部大臣による設立許可）
（団体としては、昭和２２年７月８日設立）
- 役員：次項のとおり
- 法人の設立目的
内外の大学に関する調査研究を行い、会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図るとともに、大学の教育研究活動等の国際的協力に貢献することを目的とする。
- 主な事業
 - ① 大学の教育研究活動等に関する第三者評価
 - ② 大学の質的向上のための大学基準等の設定及び改善とその活用
 - ③ 内外の大学に関する資料の調査及び研究
 - ④ 大学の教育研究活動等の改善のための助言援助並びに情報の提供
 - ⑤ 大学の質的向上に必要な研究会及び協議会等の開催
 - ⑥ 大学の教育研究活動等に関する国際間の情報の交換並びに協力
 - ⑦ 大学の教育研究活動等に関する資料の刊行

役 員 名 簿

| 役 名 | 氏 名 | 大 学 名(役 職 名) |
|---------|------------|-----------------|
| 会 長 | 白 井 克 彦 | 早 稲 田 大 学 |
| 副 会 長 | 相 澤 益 男 | 東 京 工 業 大 学 |
| 副 会 長 | 黒 田 壽 二 | 金 沢 工 業 大 学 |
| 副 会 長 | 鈴 木 守 | 群 馬 大 学 |
| 副 会 長 | 長 田 豊 臣 | 立 命 館 大 学 |
| 副 会 長 | 納 谷 廣 美 | 明 治 大 学 |
| 副 会 長 | ブルース・ストロナク | 横 浜 市 立 大 学 |
| 専 務 理 事 | 柳 井 道 夫 | 大 学 基 準 協 会 |
| 理 事 | 安 西 祐 一 郎 | 慶 應 義 塾 大 学 |
| 理 事 | 飯 野 正 子 | 津 田 塾 大 学 |
| 理 事 | 岩 崎 洋 一 | 筑 波 大 学 |
| 理 事 | 押 見 輝 男 | 立 教 大 学 |
| 理 事 | 尾 池 和 夫 | 京 都 大 学 |
| 理 事 | 梶 山 千 里 | 九 州 大 学 |
| 理 事 | 河 田 悌 一 | 関 西 大 学 |
| 理 事 | 小 出 忠 孝 | 愛 知 学 院 大 学 |
| 理 事 | 小 嶋 勝 衛 | 日 本 大 学 |
| 理 事 | 後 藤 祥 子 | 日 本 女 子 大 学 |
| 理 事 | 坂 本 尚 夫 | 東 北 大 学 |
| 理 事 | 佐 藤 東 洋 士 | 桜 美 林 大 学 |
| 理 事 | 鈴 木 章 夫 | 東 京 医 科 歯 科 大 学 |
| 理 事 | 永 井 和 之 | 中 央 大 学 |
| 理 事 | 中 村 睦 男 | 北 海 道 大 学 |
| 理 事 | 西 野 仁 雄 | 名 古 屋 市 立 大 学 |
| 理 事 | 野 上 智 行 | 神 戸 大 学 |
| 理 事 | 長 谷 川 彰 | 新 潟 大 学 |
| 理 事 | 八 田 英 二 | 同 志 社 大 学 |
| 理 事 | 濱 田 純 一 | 東 京 大 学 |
| 理 事 | 平 野 眞 一 | 名 古 屋 大 学 |
| 理 事 | 平 林 千 牧 | 法 政 大 学 |
| 理 事 | 平 松 一 夫 | 関 西 学 院 大 学 |
| 理 事 | 三 浦 宏 文 | 工 学 院 大 学 |
| 理 事 | 南 努 | 大 阪 府 立 大 学 |
| 理 事 | 宮 原 秀 夫 | 大 阪 大 学 |
| 理 事 | 牟 田 泰 三 | 広 島 大 学 |
| 監 事 | 今 田 寛 | 広 島 女 学 院 大 学 |
| 監 事 | 小 間 篤 | 元 東 京 大 学 |

〈実施する評価の概要〉

- 1 評価の対象 法科大学院
- 2 評価の周期 5年以内ごと
- 3 評価に係る手数料の額
法科大学院の規模にかかわらず一律315万円とする。
- 4 評価の特徴（評価の実施体制、及び評価方法等）
 - 大学基準協会が行う法科大学院の認証評価は、専門職大学院設置基準（文部科学省令）等を満たしていることを確認した上で、法科大学院の水準の向上をはかること、適格認定を通じて法科大学院の質を社会に対して広く保証することを目的とし、各法科大学院が掲げるそれぞれの教育理念・教育目標を尊重して、その理念・目標の達成のためにどのような努力が払われているか、またそれがどの程度達成されているかという観点から行う。
 - 本協会の『法科大学院評価基準』は、専門職大学院設置基準（文部省令）に加えて、法科大学院における教育研究等の改善・向上に資するために本協会が独自に設定するものである。
 - 本協会の『法科大学院評価基準』は、10の大項目と112の評価の視点で構成され、この基準に適合しているか否かについての総合判断によって、適格認定を行うこととしている。
 - 評価の視点は【レベルⅠ】（法科大学院に必要とされる最も基本的な事項）と【レベルⅡ】（法科大学院が行う教育研究の質を今後も継続的に維持・向上させていくために点検・評価することが高度に望まれる事項）の2段階に分かれる。
 - 【レベルⅠ】のうち、法令等の遵守に関する事項（◎を付した評価の視点）については法令遵守状況に重大な問題がある場合は、認定しない。法令に準じて法科大学院に求める基本的事項（○を付した評価の視点）に問題がある場合は、「勧告」を付す。また、重大な問題がある場合や、多くの点で問題がある場合は認定しない。
 - 【レベルⅡ】のうち、理念・目的の実現と教育目標の達成のために払っている努力の状況及びその成果並びに特色ある取組みについて、「問題点」あるいは「長所」を付す。

財団法人日弁連法務研究財団の概要

○ 住 所：東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 3（弁護士会館内）

○ 設立年月日：平成 10 年 4 月 24 日（法務大臣による設立許可）

○ 代 表 者：理事長 新堂 幸司

○ 役 員：理事 36 名 監事 2 名

○ 法人の設立目的

この財団は、法及び司法制度の研究、法律実務に携わる者の研修、法情報の収集と提供を行うことにより、法および司法制度の研究の深化並びに法律実務の改善をはかり、もって法の支配の確立に寄与することを目的とする。

○ 実施する認証評価：法科大学院の認証評価【平成 16 年 8 月 31 日認証】

○ 評価の周期：5 年以内ごと

○ 評価の概要

- ・ 法科大学院の法曹養成機能の維持・向上に資するため、各法科大学院の教育活動等が必要と考えられる基準に適合していることの評価（適格認定）及び法曹養成に向け効果的な取り組みをしていることの評価（分野別評価）を行う。
- ・ 評価は本財団の定める「法科大学院評価基準」に基づいて行う。この評価基準は、法科大学院の設置基準（文部科学省令）に加えて、本財団が法曹養成教育に必要かつ有益と考える基準を含む。
- ・ 本財団の評価基準は、9 分野につき 47 の評価基準より構成される。本財団は、47 の個々の評価基準について評価判定を行った上で、9 分野についての「分野別評価」と、法科大学院全体について本評価基準に適合しているか否かの評価判定（適格認定）を行う。
- ・ 47 の個々の評価基準については、それぞれ「合否判定」または「多段階評価」（A+、A、B、C、D）を行う。
- ・ 適格認定については、47 の個々の評価基準についての評価に基づき行う。その際、47 の評価基準を以下の 3 種に分類して行う。
 - (1) 設置基準等の法令に由来する基準……一つでも不適合又は D 評価であれば当該大学院は「不適格」
 - (2) 法令由来基準以外で、充足が必須の基準……一つでも不適合又は D 評価であれば、当該大学院は原則として「不適格」（ただし、他の基準の結果も考慮して総合的に判断）
 - (3) 法令由来基準以外で、充足が望ましい評価基準……不適合又は D 評価であっても、それだけで当該大学院を「不適格」とはしない

日本技術者教育認定機構（J A B E E）

1. 概 要

設置後の大学の組織運営や教育活動などの状況を定期的に評価する体制を整備するとの観点から、第三者評価機関を可能な限り活用し得る新たな評価システムを整備することが必要であるとの認識が高まっていた。

こうした背景から、我が国国内大学等の理工系分野の学部等を評価・認定するために、平成11年11月、学協会を中心として産業界の協力により、「日本技術者教育認定機構（J A B E E）」（会長：吉川弘之氏）が発足した。

現在、米国、英国、カナダ等の認定団体が認定の相互承認を行っている協定（ワシントンアコード（WA）：地域の団体が加盟）に、平成17年6月に正式加盟した。

2. 目 的

- ・技術者教育の質の向上
- ・技術者教育の国際的通用性・共通性の担保
- ・将来的なエンジニア資格の国際的相互承認に向けた条件整備

3. 対 象

4年制理工系学部教育（2年制専攻科を持つ高等専門学校・短期大学の教育を含む）における技術者教育プログラム。

なお、認定プログラム修了生は、その技術者としてのレベルが国際的に担保される。

また、平成19年度から大学院修士課程（博士前期課程を含む）における技術者教育プログラムについて審査を開始。

4. 認定の有効期間

最長5年間

5. 主な審査項目・基準

各分野を通じた共通基準と各分野毎の分野別基準により審査。

◎ 審査項目

教育目標、教育成果、教育成果の現状分析、入学者選抜方法・カリキュラム等の教育手段、教育組織、施設・設備等の教育環境、自己点検システム等の教育改善方法 等

6. 審査方法

大学からの自己点検書の審査及び企業関係者を含む審査チームによる実地審査

7. 認定状況

平成13年度：3大学 3プログラム

平成14年度：20大学・3高等専門学校 32プログラム

平成15年度：39大学・8高等専門学校 67プログラム

平成16年度：38大学・17高等専門学校 84プログラム

平成17年度：41大学・17高等専門学校 95プログラム

平成18年度：37大学・9高等専門学校 65プログラム

平成19年度：2大学院・14大学・2高等専門学校 21プログラム

（151機関（101大学、50高専）、368プログラム）

8. 文部科学省との関係

技術士法において、第一次試験の合格と同等であるものとして文部科学大臣が指定したものを修了した者は、第一次試験が免除されることとなっているが、これまでJ A B E Eの認定を受けたプログラムは、全てその指定を受けている。

(参考) 加盟国及び加盟団体

○正式加盟

| | |
|----------|--|
| アメリカ | アメリカエンジニアリング・テクノロジー認定機構 Accreditation Board for Engineering and Technology (ABET) |
| カナダ | カナダエンジニアリング認定機構 Canadian Council of Professional Engineers (CCPE) with Canadian Engineering Accreditation Board (CEAB) |
| イギリス | 英国エンジニアリング評議会 Engineering Council (EC/UK) with 35 engineering institutions |
| アイルランド | アイルランド技術者協会 Institution of Engineers of Ireland (IEI) |
| オーストラリア | オーストラリア技術者協会 Institution of Engineers, Australia (IE Aust) |
| ニュージーランド | ニュージーランド専門技術者協会 Institution of Professional Engineers, New Zealand (IPENZ) |
| 南アフリカ | 南アフリカエンジニアリング評議会 Engineering Council of South Africa (ECSA) |
| ホンコン | 香港技術者協会 Hong Kong Institution of Engineers (HKIE) |
| 日本 | 日本技術者教育認定機構 Japan Accreditation Board for Engineering Education (JABEE) |
| シンガポール | Institution of Engineers, Singapore (IES) |
| 韓国 | Accreditation Board for Engineering Education of Korea (ABEEK) |
| 台湾 | Institute of Engineering Education Taiwan (IEET) |

○暫定加盟

| | |
|-------|---|
| マレーシア | Board of Engineers, Malaysia (BEM) |
| ドイツ | German Accreditation Agency for Study Programs in Engineering and Informatics (ASIIN) |
| インド | National Board of Accreditation of All India Council for Technical Education |
| ロシア | Russian Association for Engineering Education |
| スリランカ | Institution of Engineers Sri Lanka |

一般社団法人薬学教育評価機構について

1. 概要

中央教育審議会答申「薬学教育の改善・充実について」（平成16年2月18日）の中で、第三者評価について、「早急に第三者評価を実施するための体制が整備される必要があり、その組織、評価の基準、方法等について十分な検討を進めるべきである。」とされている。

このような背景を受けて薬学関係者等の検討により、薬学教育の第三者評価実施を行う機関として、平成20年12月に一般社団法人薬学教育評価機構が設置された。

2. 目的

我が国における薬学教育機関の教育の質を保証するために、薬学教育プログラムの公正かつ適正な評価等を行い、教育研究活動の充実・向上を図ることを通して、国民の保健医療、保健衛生、ならびに福祉に貢献することを目的とする。

3. 事業

- (1) 薬学教育プログラムの評価事業
- (2) 薬学教育プログラムの充実・向上に関する教育事業
- (3) 薬学教育プログラムの充実・向上に関する調査研究
- (4) 薬学教育プログラムに関する機関誌及び学術図書等の発行
- (5) 関連諸団体との情報交換及び協力
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

4. 対象

薬学系大学における学部教育について評価。

当面は、薬剤師養成のための薬学教育プログラム（6年制）を対象。

※6年制薬学系大学（学部）：73大学（74学部）

5. 評価基準

平成21年度に「薬学教育（6年制）第三者評価 評価基準—平成19年度版」に基づき、自己評価（「自己評価21」）を実施。

※「自己評価21」の評価基準

理念と目標、医療人教育の基本的内容、薬学教育カリキュラム、実務実習、問題解決能力の醸成のための教育、学生の受入、成績評価・修了認定、学生の支援、教員組織・職員組織、施設・設備、社会との連携、など

なお、「自己評価21」の実施を踏まえ、本評価に必要となる評価基準・要綱等を策定。

6. 審査方法

大学からの自己点検評価報告書等の審査及び実務薬剤師を含む評価チームによる実地調査。

7. 今後のスケジュール

平成21年度～

「自己評価21」の実施、年度末に報告書公表

「自己評価21」を基にした、本評価基準・要綱等の検討

平成23年度～

評価のシミュレーション

平成24年度～

本評価開始（6年毎に1回実施）